

第7章 計画の実施体制と進行管理

1 計画の実施体制

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の3計画については、一体的に推進するものとし、保健福祉部障がい者支援課が中心となり、庁内関係部局、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を定期的で開催し、障がいのある人やその家族、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所、関係機関などの多様な主体のネットワーク化を図り、保健・医療、療育・保育・教育、雇用・就労などの様々な分野が連携しながら、計画の推進体制を確保します。

2 計画の進行管理

「千歳市障がい者計画」に掲げた各施策の取組実績、「第7期千歳市障がい福祉計画」に掲げた目標及び障害福祉サービスや地域生活支援事業等の実績並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標等について、調査分析を行い、その結果を「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に報告し、計画の推進方法について意見を求めるとともに、進捗状況の点検や評価を受けることとします。

また、進行管理においてはPDCAサイクルを取り入れ、毎年度、各種施策の実施状況や設定した目標値、見込量の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

●PDCAサイクルによる評価・検証

「PDCAサイクル」とは、様々な分野における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを順に実施するものです。

図表 11 PDCA サイクルのイメージ

